

動画 出直し看護塾 利用規約

第1条（契約内容と料金）

1. 動画の視聴権とは、動画 出直し看護塾（以下、本動画）に関する動画の視聴権利を指します。
2. 契約は、ご契約者様と株式会社ラプタープロジェクト（以下当社）の間で締結します。
3. 契約時には、契約金として16,000円（税別）の支払いが必要です。
4. 契約後、視聴権利は、1年間と1か月の2パターンが存在し、いずれか一方を選択していただきます。
 - 1) 年間契約での支払いは6,000円（税別）で、契約時に1回目、1年後以降毎年視聴料をお支払いいただきます。
 - 2) 月額契約での支払いは800円（税別）で、契約時に1回目、1か月以降毎月800円の月額視聴料をお支払いいただきます。

第2条（手続き）

1. 申し込みは、当社ホームページからお申し込みいただきます。
2. 契約手続きは、お申し込み後、契約金並びに初回視聴料のお支払いをもって契約とさせていただきます。
3. 契約確認後、2営業日以内に動画視聴 URL、ID、およびパスワードの通知を通知します。
4. 契約確認後、2営業日以内にダウンロード用資料の URL を通知いたします。
5. 契約確認後、2営業日以内にテキストを郵送します。送料は不要です。
6. ただし、住所不明または配達不可の場合で、再配達を希望する契約者は再発送の送料及び手数料870円をお支払い頂いたのちに、再発送いたします。

第3条（支払方法と解約方法）

1. 支払方法は、株式会社メタップスペイメントが運営する会費ペイを通じて行います。
2. 解約方法は以下の通りです。
 - 1) 契約者ご自身で会費ペイを解約すること。
 - 2) 最終入金日の12か月後末日、または翌月末日をもって契約が終了となります。

第4条（その他規定）

1. 契約は自動更新となります。都度の契約更新は必要ありません。
2. いかなる理由があっても返金はいたしません。
3. 本動画および資料の著作権は株式会社ラプタープロジェクトが所有し、無断での複製は著作権侵害となります。
4. ID およびパスワードは個人に発行され、漏洩した場合は損害賠償請求の対象となります。
5. 当社はフィーデスパートナーズ法律事務所と顧問弁護士契約を締結しています。
6. 裁判管轄は水戸地方裁判所とします。

第5条（再契約）

1. 再契約は、再契約金 9,800 円（税別）を支払うことで可能です。
2. 再契約の際に、年契約か月契約かを選択することができます。
3. 年契約から月契約、あるいは月契約から年契約へ変更する場合は、4,000 円（税別）の手数料を支払うことで可能です。

第6条（運営会社情報）

1. 本動画の運営は株式会社ラプタープロジェクトであり、所在地は茨城県水戸市笠原町 1238-16 です。
2. 代表取締役は青柳 智和です。

第7条（制度の変更と会則の公開）

1. 制度の変更は株式会社ラプタープロジェクトのホームページにて通知します。
2. 会則は株式会社ラプタープロジェクトのホームページに掲載されます。

附則

2024年5月6日 制定